

事業所名 グループホーム雅

運営推進会議開催報告書

開催予定日時 2023年11月17日(金)14時～

参加者(照会依頼含む)	議題
利用者 0名	1 利用者様状況報告
利用者家族 1名	2 行事報告
地域住民の代表者 1名	3 身体拘束適正化検討委員会
市職員 1名	4 質疑応答
地域包括支援センター職員 1名	5 次回開催予定日
事業所 4名	

会議録

1 利用者様状況報告

男性1名、女性8名の計9名様が入居しています。

最年長：女性100歳 最年少：女性80歳

平均年齢 88.5歳

要介護度

要支援 2…0名 要介護 1…0名 要介護 2…5名 要介護 3…3名

要介護 4…1名 要介護 5…0名

平均要介護度 2.5

要介護4の利用者様、来月認定調査予定です。

2 行事報告

2023年9月20日…敬老の会

木曾路のお弁当を召し上がって頂きました。

2023年10月17日、焼きも

雅で育てたさつま芋を収穫、蒸し器とオーブンで調理して召し上がって頂きました。甘く柔らかいさつま芋ができました。

2023年10月27日…利用者様2名の誕生日会

93歳、90歳の方の誕生日会を行いました。職員の手作りケーキとメッセージ入り色紙でお祝いしました。

2023年11月9日…利用者様2名の誕生日会

利用者様の御希望でプリンパフェを作り提供させて頂きました。

89歳、82歳の2名の方の誕生日会を行いました。

予定行事

12月、クリスマス会

1月、初詣

3 第34回 身体拘束適正化検討委員会…緊急やむを得ない場合の対応はどうか

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行動を行ってはならない。」

1. 3つの要件をすべて満たすことが必要

「切迫性」

利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

「非代替性」

身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

2. 手続きの方法について

仮に3つの条件を満たす場合にも、以下の点に留意して、慎重に行わなければならない。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人(又は複数名)では行わず、施設全体として判断する。施設内の「身体拘束適正化検討委員会」において、事前に手続き等を定め、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

3. 身体拘束に関する記録の義務

介護保険指定基準に関する通知

「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。」

- (1) 緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- (2) 具体的な記録は、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いる。日々の心身の状態等を観察し、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加え、ケアマネやスタッフ間、施設全体、家族等関係者の中で直近の情報を提供、開示する。この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」は、施設において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。

4. まとめ

身体拘束は、認知症の進行、悪化にも繋がります。

当施設では、身体拘束を行わなくても穏やかな生活を送って頂けるよう、引き続き認知症ケアで対応していきたいと思っております。

4 質疑応答、ご意見等

なし

5 次回開催予定日

2021年1月19日(金)